

と唄ひけり。此の柴屋申分仕出し、津田勘兵衛批判にて申分負けに成りて、張付の重罪に處せられたり。右一類共、勘兵衛を意恨に思ひけるよし申傳へければ、若しくは此の一類の者共、勘兵衛を意恨に思ひ、札を建てけるにやと、諸人申しならしけりと云々。按ずるに、右南町に居住せし柴屋といふものは、金澤多葉粉商人の鼻祖なり。其の重刑に處せられし年暦は詳かならずといへども、抑、煙草の我が皇國へ渡來の事は、倭漢三才圖會に、天正中南蠻商船始賣此種。以植長崎東土山。と見ゆ、世事談・翁草には、慶長十年始て南蠻より種を傳へて、長崎櫻馬場に植う。其の後山州花山に作り、其れより和州吉野に作り、相續いて丹波に植え、次第に諸國へ廣まりしといへり。合邦辻には、秀吉公朝鮮を征せられし時、長陣なるゆゑ軍勢朝鮮にて呑みならひ、其の後慶長十年に種を傳へて、長崎櫻の馬場に始めてたばこを植えて、世に弘まる。とあり。但し慶長十七年八月の諸法度書に、たばこ吸事被禁畢。然上は賣買者までも於見付置、双方之家財を可被下也。若又於路次見付に付ては、たばこ并賣主を所に押置可旨上。則付來たる馬・荷

物以下、改出す者に可被下事。附、於何地もたばこ作るべからざる事。右の一ヶ條を載せられたり。又元和二年十月三日幕府の定書に、たばこ作るもの、町人は五十日、百姓は三十日、自兵糧にて籠合たるべき事。同うり候もの同前の事。とあり。されば、南町の柴屋が初て煙草の店を開き、刻多葉粉を賣鬻ぎたるは、慶長十年の頃より十七年に制禁せられしまでの事なるべく聞ゆれど、元和二年以後嚴禁を解かれたるにや。そのかみ嚴重に禁ぜられし事知るべし。

○三井小路

寛政の頃、京都三井より金澤へ出店致し、此の小路の角家に開店し、夫れより數年吳服商賣をなしたり。其の後閉店すといへども、今に至り遺名を以て三井小路と呼べり。

○乗物屋小路

此の小路は東側にて、三井小路と相對す。此の小路の角家に乗物屋甚左衛門とて、乗物を製造して商へるもの數代居住す。故に小路の名に呼べり。明治維新の際、職業を廢して退去せり。

○おだかめ便所

乗物屋小路の角、乗物屋の家腰に、往來人のため便所を設け置きけり。如何なる由縁ならん。此の便所をば、世人おだかめと稱し、此の便所にて、淋病を難儀するもの花を手向け小便をすれば、必ず平癒すとて男女共に來れり。全快せしもの、備へけるにや、繪馬などの額も掛け置きたり。乗物屋退去の後湯風呂屋と成り、尙その便所ありて、淋病人の備へける繪馬・花絶えざりけり。市中の奇談といふべし。但し今は其の便所を廢す。

○中屋彦右衛門邸

南町の東側にて、世々爰に居住し、明治十一年十月 天皇北陸道御巡幸あらせられ、金澤に御駐蹕中、此の邸宅をば行在所となし給へり。實に千歳の値遇、家の僥倖といふべし。

○中屋彦右衛門傳

彦右衛門は代々の通稱にて、金澤市中家柄町人の一人とし、舊藩中町年寄を勤めける家柄なり。家記に云ふ。當家の草創は、光孝天皇第三皇子入皇五十九代宇多天皇に初り、佐々木

源氏八世の祖源經方の三男行實より起り、其の後胤なり。故に本姓佐々木、十二添紋中九曜を以て家紋とす。累代近江國に土着し、中屋村又伊庭種村或は東村等の各地に住居して、其の類族多く、中にも中屋村に居住する彦左衛門なる者は、故ありて天文年中に本國を退去、加賀國へ來寓し、嘗て居住せし郷里の名を採つて伊藤彦左衛門と稱し、河北郡戸室山の麓中山村に蟄居して、同村及び田原村邊の所司となりたり。然るに弘治三年に中山村より金澤の城下へ出で、城南なる南町に邸地を卜し、爰に居住す。其の子彦兵衛なる者、天正七年に至り浪士を罷めて商家となり、中屋彦兵衛と稱し、家傳の混元丹及び藥種の家業を創む。于時町方の宿老役を勤めたり。故に藩祖大納言利家卿二世贈大納言利長卿金澤に入城し給ふ後、屢々城中へ召させられ、親しく御前へ召し、金澤の舊事故實等の事共尋ねさせられ、其の都度物品等を賜はりたり。是より累代年頭等に、城中に於て拜調を命ぜらるゝを家の規模となし、且寵遇を蒙り、珍奇の物品等を賜はりける事他の非にあらず。文祿元年金澤府城の石壁を築かせ給ひし時、市中の町家に移轉